



魚沼市

不妊治療費助成制度

のご案内



魚沼市教育委員会事務局

子育て世代包括支援センター

TEL 025-792-9204

2020年9月改訂

《目的》

不妊治療を行っているご夫婦に対し治療にかかる費用の一部を助成することによって経済的な負担を軽くするための制度です。

《対象者》

- ① 治療期間及び申請日に魚沼市に住所がある（住民登録している）戸籍上の夫婦。ご夫婦それぞれで治療している場合は、1人ずつ申請することができます。
- ② 治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること。

《助成内容》

不妊治療検査及び治療費（不妊治療に伴う卵子等凍結保存料及び医療保険各法の適用を受ける治療も含まれます。）

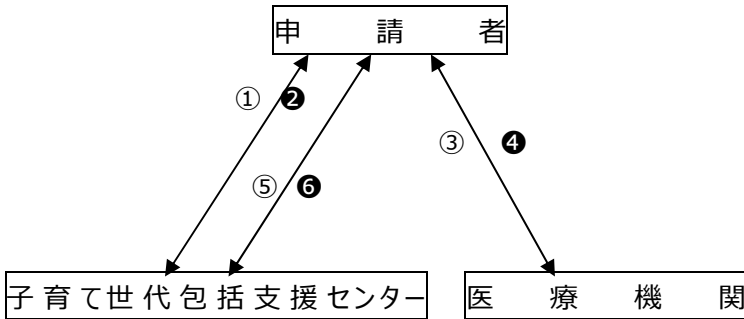
- ※ 魚沼市に住所を有している期間の費用が対象です。
- ※ 他の自治体による同様の助成を受けた場合は、その助成額を控除した後の額となります。

《助成金額》

- ◆ 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精をいいます。）
1回の治療につき15万円を上限とし、通算6回まで申請できます。
（1年度あたりの申請回数の規定はありません。）
- ◆ 一般不妊治療（人工授精等、上記以外の不妊治療をいいます。）
1年度1回5万円を上限とし、通算5年度まで申請できます。
- ※ 特定治療、一般治療の両方の助成を受けることができます。
- ※ 新潟県の助成と同時申請する場合は、新潟県へ先に申請してください。

《申請期限》 治療期間が終了した日の年度内に申請してください。

《 申請から助成までの流れ 》



- ① 子育て世代包括支援センターへ申請希望を連絡してください。
- ② 申請書類をお渡します。(郵送可能)
- ③ 治療終了後、医療機関(主治医)へ保険医療機関等証明書(様式 2)を提示し、証明を受けてください。
- ④ 医療機関が証明書を交付します。(証明書作成にかかる費用は申請者負担です。)
- ⑤ 子育て世代包括支援センターへ必要書類を添えて申請書を提出します。(郵送可能)

※治療期間が終了した日の年度内に申請してください。医師の証明等の都合上間に合わない場合は、子育て世代包括支援センターへ連絡してください。

※必要書類

- ◇ 医療機関で支払った領収証及び診療明細書
- ◇ 様式 2 の医療機関等証明書
- ◇ 保険証の写し
- ◇ 振込先口座の通帳（申請者本人口座）の写し
- ◇ 新潟県の助成を受けている方は「新潟県不妊に悩む方への特定治療支援事業助成決定通知書」の写し又は他の地方自治体で同様の助成を受けている場合は、その決定通知書の写し

- ⑥ 子育て世代包括支援センターで確認後、助成金を指定の口座へ振り込みます。

★★★ご注意ください★★★

この治療費に関して確定申告で医療費控除を受ける場合は、助成が決定した方は助成額を差し引いて申告しなければなりません。必ず魚沼市及び新潟県の助成金交付決定通知書のコピーを添付し、助成を受けたことを申し出ててください。

プライバシーは固く守ります！ 詳しくは、下記にお問い合わせください。

《問い合わせ先》

魚沼市教育委員会事務局 子育て世代包括支援センター

〒946-8601

魚沼市小出島910番地

Tel : 025-792-9204

Fax : 025-792-5600



2020年9月改訂